



兵労基発 0402 第 3 号
令和 8 年 4 月 2 日

各建設業関係団体の長 殿

兵庫労働局労働基準部長



令和 8 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年の建設業における兵庫労働局管内の新型コロナ患者を除く労働災害発生状況（令和 8 年 2 月末速報値）は、死亡者数は 5 人と前年よりも 4 人（44.4% 減）の減少となりましたが、休業 4 日以上之死傷者数が 412 人と前年よりも 19 人（4.8% 増）の増加となり、死亡災害の撲滅及び更なる労働災害の減少のため、引き続き労働災害防止対策を推進することが強く求められています。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生法令に基づく措置の徹底、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（建設職人基本法）に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」に定める各種施策を実施することにより、建設業における安全衛生活動の促進等を図ってきたところですが、労働災害の着実な減少に向け、更なる労働災害防止対策の推進が求められています。

このため、「令和 8 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」を別添のとおり取りまとめましたので、傘下の関係者等に御周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

